

杉並区立済美養護学校 PTA 会則

【第1章総則】

(名称)

第1条

本会を杉並区立済美養護学校 PTA と呼ぶ。

(目的)

第2条

本会は保護者と教職員が一体となって、家庭と学級及び社会における児童・生徒のよりよい教育と幸福の増進を図ることを目的とする。

(事務所)

第3条

本会の事務所を済美養護学校内におく。

【第2章会員】

(会員資格)

第4条

本会は次の会員資格を満たすものが入会できる。

- (1) 杉並区立済美養護学校に在籍する児童・生徒の保護者
- (2) 同校に勤務する教職員

(会員資格の喪失)

第4条の2

卒業や転校等により、会員資格を満たさなくなった場合は、当然に会員資格を失うものとする。

(入会)

第4条の3

第4条の会員資格を有する者が入会するときは、入会申込書を提出する。

(退会)

第4条の4

会員が退会するときは、退会届を提出する。ただし、会員資格を当然に失った場合は退会届

の提出を省略することができる。

【第3章活動】

(活動)

第5条

本会は第2条の目的を達成するために次の活動をする。

- (1)会員の教養を高め、児童・生徒の教育に寄与すること
- (2)会員の厚生に関する諸活動を通して相互の親睦を図ること
- (3)学校と家庭との連絡を密にし、学校及び家庭における教育の改善に資すること
- (4)関係の施設や団体諸機関との連携を緊密にして、教育の理解と充実を図ること

【第4章役員と監査】

(役員)

第6条

(1)本会に次の役員を置く。ただし、役員の人数はその時の状況に応じて変更する事が出来る。

- | | |
|-----------|-------------------|
| 会長 1 名 | (保護者 1 名) |
| 副会長 5 名程度 | (保護者 4 名、教職員 1 名) |
| 会計 3 名程度 | (保護者 2 名、教職員 1 名) |
| 監査 3 名程度 | (保護者 2 名、教職員 1 名) |

(2)本会に顧問を置く事が出来る。顧問は会長が委嘱する。顧問は原則として校長とする。

(保護者側の役員等の選出)

第7条

保護者側の役員・監査の選出は次の通り行う。

1. 役員・監査の選出を適正に行う為、中学3年生の保護者の若干名をもって役員選出委員会を構成する。
2. 役員選出委員会の中より委員長を選出し、委員長は会の進行に当る。
3. 役員選出委員会は、次の順序で運営する。
 - (1)会員は理事が中心となり、各学年から若干名役員候補者を話し合いにより選出する。
 - (2)各学年の候補者数は、毎年役員選出委員会が決定する。
 - (3)役員(会長/副会長/会計)経験が、通算3回ある者は除外する。ただし、本人に就任の意思がある場合はこの限りではない。
 - (4)全候補者と役員選出委員会の協議により、会長1名/副会長3~4名/会計1~2名の候補者を決定する。
4. 役員選出委員会は、総会において役員が承認、決定した後解散する。

5. 会計監査は、会計経験者あるいは前役員から会長が指名する。
6. 役員選出の細部に渡っては、役員および役員選出委員会に一任する。

(教職員側の役員等の選出)

第 7 条の 2

教職員側の役員・監査の選出は学校に一任する。

(役員の任期)

第 8 条

役員・監査の任期は 1 年とし、再選を妨げない。補充で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の任務)

第 9 条

役員・監査の任務は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。
- (3) 会計は会計事務を処理し、予算案・決算書を作成する。
- (4) 監査は会計を監査する。監査は理事会に出席する事が出来る。

(理事)

第 10 条

本会の活動を行うために、次のとおり保護者から理事を選出する。

1. 各学年単位で理事を選出する。
2. 各学年の理事の人数は該当年度の世帯数に応じて保護者側の役員が決定する。

【第5章委員会】

(委員会の設置)

第 11 条

本会の活動を行うために、次の委員会を置き、理事が運営を担当する。

- (1) 書記委員会
会員に PTA 活動を報告し、円滑な運営を目指すこと
- (2) 教養委員会
会員の教養を高め、児童・生徒の教育に理解を深めること
- (3) 広報委員会
広報紙の発行を通して会員に活動の情報を提供し、会員相互の親睦及び意識の向上を図る

こと

(4) イベント委員会

行事等を通じて地域との交流を深め、より良い関係作りを目指すこと

(5) 地域委員会

地域社会における教育諸団体との相互協力をを行い、地域との交流を深め、より良い関係作りを目指すこと

【第6章会議】

(会議)

第12条

本会の会議は次のようにする。

1. 総会

毎年1回以上定期総会を開く。ただし、会長が必要と認めた場合、又は会員の1/3以上の請求があった場合は、臨時総会を開き、必要事項を審議する。総会は次の事を行う。

(1) 事業報告及び、決算の承認

(2) 事業計画及び、予算の審議決定

(3) 会則の改正・重要事項の審議決定

(4) 次年度役員の承認

(5) 会費の決定

2. 理事会

会長、副会長、会計、理事で構成し、会長が招集する。理事会は総会に次ぐ議決機関で次の事を行う。

(1) 各会の報告、審議承認

(会議の成立)

第13条

各会議はその構成員の過半数が出席した時成立する。各会議に出席できない場合は委任状を認める。議決は多数決による。賛否同数の時は議長の決するところによる。

【第7章会計】

(会計年度)

第14条

会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費の納付)

第 15 条

- (1) 本会の経費は会員の納める会費、事業の収益金及び寄付金を以って当る。一旦納入した会費は返還しない。
- (2) 年度の途中で入会した場合の会費は、入会した翌月から月数に応じた会費とする。

(会費の決定)

第 15 条の 2

会費は予算の策定に合わせ会長が提案し、総会の承認を得る。

(決算の監査と承認)

第 16 条

収支決算に監査の審査を受けなければならない。

(個人情報の保護)

第 17 条

この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用する。

【付則】

(会則の改廃)

第 18 条

本会則の改廃は総会の決議による。

(内規の策定)

第 19 条

会長は理事会の議を経て、本会則を執行する為に必要な内規を定める事が出来る。

(施行期日)

第 20 条

この会則は昭和 54 年 7 月 9 日より施行される。

(昭和 55 年 5 月 7 日改正)

(平成元年 4 月 27 日改正)

(平成 2 年 4 月 27 日改正)

(平成 4 年 4 月 26 日改正)

(平成 9 年 4 月 25 日改正)

(平成 13 年 5 月 24 日改正)

(平成 18 年 5 月 8 日改正)

(平成 21 年 2 月 16 日改正)

(平成 22 年 2 月 15 日改正)

(平成 25 年 2 月 19 日改正)

(平成 26 年 2 月 18 日改正)

(令和 5 年 2 月 14 日改正)

【内規】

【慶弔規程】

(平成 11 年 4 月 26 日改正)

(平成 18 年 5 月 8 日改正)

(平成 20 年 2 月 15 日改正)

(令和 5 年 2 月 14 日改正)

目的

この規程は本校 PTA 会員、職員、児童・生徒の慶弔、災害に際し、PTA としての慶弔、見舞の意を表すために定める。

1. 香典 PTA 会員、職員、児童生徒が死亡した場合。
2. 見舞金 PTA 会員、職員、児童生徒の災害、不慮の事故、長期入院等の場合。
3. 結婚祝い金 PTA 会員、職員が結婚の時。
4. その他

※特別な事情の場合、その都度会長・副会長の協議にて決定し、理事会にて報告する。

※金額は、一律 5000 円とする。

※原則本人からの申請によることとする。